

「選択的夫婦別姓制度」の 早期実現に向けて

佐々木知子法律事務所
弁護士・元参議院議員
佐々木知子氏



日本は、結婚の際に夫婦のいずれかの姓を選び、同じ姓を名乗る「夫婦同姓」を法律で義務付けている世界で唯一の国である。およそ30年間にわたって「選択的夫婦別姓制度」の導入が議論されてきたが、一部の政治家を中心に根強い反対があり、いまだ法制化に至っていない。結婚するカップルの95%が夫の姓への変更を選択しており、これが女性の社会進出やキャリア形成を阻む要因の一つと指摘されている。そこで、選択的夫婦別姓制度を支持する元参議院議員で弁護士の佐々木知子氏に現状の問題点と導入の見通しについて聞いた。

※結婚後も夫婦がそれぞれの姓を名乗ることを選べる制度です。あくまで「選択制」なので、同姓にしたい夫婦は従来通り同じ姓にすることができます。

世界中で夫婦同姓を強制するのは日本だけ

日本では結婚する際に夫または妻の姓を選択する「夫婦同姓」が義務付けられていますが、その背景を教えてください。

明治以前、一般に姓を名乗ることができたのは武士や貴族などの特権階級に限られていました。結婚しても夫婦は別々の姓を名乗っていました。例えば、北条政子は「源政子」ではなく、日野富子は「足利富子」ではありませんでした。すべての国民に姓を名乗ることが義務付けられたのは明治維新後の1875年のこと。その後、1898年に制定された旧民法で夫婦同姓が義務化されました。これは家制度に基づいて、夫婦が同じ家に属することを象徴していました。

戦後、日本国憲法が公布され「婚姻は両性の合意のみに基いて成立する」と規定され、家制度は廃止されました。しかし、明治時代に定められた夫婦同姓の義務は撤廃されることなく現在まで存続しているのです。

夫婦同姓制度の問題点とはどのようなところにありますか？

法律上は夫か妻のどちらかの姓を選択していますが、実際には95%の夫婦が夫の姓を選んでいますが、その結果、おもに女性が煩雑な手続きを強いられることになり手。例をあげれば、パスポート、銀行口座、証券口座、クレジットカードの名義変更など、また、海外へ渡航した際パスポートの氏名とホテルの予約やクレジットカードの名義が致せず、トラブルが発生することも少なくありません。

さらに、キャリアを積んできた女性にとって、結婚による姓の変更は大きな不利益となり得ます。最近ではさまざまな場面で通称(旧姓)の使用が認められていますが、不動産登記や会社の役員登記、特許出願などは、通称では手続きできません。私たちが弁護士の業務を遂行していくことが可能になりましたが、遺言執行者として手続きを行う場合も戸籍簿の使用求められます。また、大学や企業の研究者が結婚後に論文を発表する際、結婚前と異なる姓を使用せざるを得なくなれば、これまで積み上げてきた業績が分断されると感じる人も多いでしょう。

世界で夫婦同姓を義務付けている国は日本だけです。国連の女性差別撤廃委員会からも、選択的夫婦別姓制度の導入を求める勧告が過去に4回も出されていますが、日本政府の対応は依然として鈍いままです。

夫婦別姓をめぐる議論と今後の展望

選択的夫婦別姓制度への反対意見にはどのようなものがありますか？

よく聞かれるのは「日本の伝統的価値観が壊れる」という意見です。しかし、先に述べたように、夫婦同姓は日本の伝統と言いつには、歴史が浅すぎると言えるでしょう。

また、「親子で姓が異なると家族の一体感が損なわれる」という意見も多く聞かれます。しかし、他の国は夫婦別姓が一般的ですし、そもそも現在の日本でも約3分の1の夫婦が離婚しています。未成年の子がいる場合、母親が親権を持つケースが多く、旧姓に戻ると、子ども姓



日本の夫婦同姓制度のおもな問題点

問題点	内容
個人の選択の自由制限	夫婦のどちらかが必ず同じ姓を名乗る必要があり、選択の自由が制限される。
女性への負担	夫の姓を選ぶケースが95%であり、女性側に改姓の負担がかかることが多い。
手続きの煩雑さ	銀行口座・運転免許証・パスポート・クレジットカードなどの名義変更手続きが必要。
アイデンティティの喪失	長年使ってきた姓を変更することで、自己同一性(アイデンティティ)を喪失する可能性がある。
離婚時の不都合	離婚した際に旧姓に戻すことも今の姓を続けることもできるが、再婚の際再び姓を変更することになり(この離婚の際は旧姓に戻れない)、また子どもにも同様の問題がある。
国際的な流れとのギャップ	世界的に夫婦同姓を強制する国は日本だけで、国連からも法改正の勧告を4回受けている。
事実婚の不利益	別姓を希望する夫婦は事実婚を選ばざるを得ないため、法律上の不利益を被る可能性がある。

を変更しなければならぬことがあります。特に就学児の場合、進学時や進級時に合わせるという配慮が必要になります。

もし夫婦別姓が選べるのであれば、子どもの姓は親のどちらかの姓でしかなく、親の離婚で子どもの姓は変わらないうし、母親の再婚にうても変わりません。夫婦同姓論者は子どものこと、家族の一体感を強い根拠としていますが、私が強調したいのは、今やいわゆる熟年離婚が増え、中高年の結婚・再婚も増えていて、その際には子供のことを考える必要がなく、むしろこれまでの互いの人生や家族のことを考える姓を変える必要がないことを望ましい

という点です。多様性の社会なので、さまざまな考え方を考えるべきです。

選択的夫婦別姓制度の導入が今国会でも議論され始めていますが、今後の見通しはどうでしょうか？

経団連は昨年6月、選択的夫婦別姓制度の導入を求める提言を発表し、現行の同姓制度が女性に不利益をもたらしているとして、早急な法改正を求めました。石破さんも昨年の自民党総裁選では、別姓制度の導入に前向きな発言をしていましたが、首相就任後は党内の反

対派の影響を受けて発言のトーンが弱まっています。しかし、現在の国会は自民党が少数派であるため、推進派の公明党や立憲民主党を中心に、導入に向けた法案づくりが進む可能性ががあります。

世論調査でも、選択的夫婦別姓制度に賛成する意見が過半数を超えており、社会的な支持も高まっていると言えるでしょう。これは国民全体の問題であるという認識を持ち、国会の議論を注視しながら、実現に向けて気運を高めていくことが重要だと思います。

佐々木知子法律事務所
弁護士・元参議院議員

佐々木知子 (ささきともこ)

1955年広島県生まれ。神戸大学法学部卒業後司法試験合格。1983年東京地方検察庁検事に任官し、その後、アジア極東犯罪防止研修所教官、法務総合研究所室長研究官、東京地方検察庁室長検事などを歴任。1998年参議院議員選挙(自民党比例区)に当選し、1期6年間の在任中に選択的夫婦別姓制度の導入を推進した。2004年より弁護士として活動を開始し、2005年から帝京大学法学部教授を兼任。少年法をはじめとする非行問題、教育問題、国家観などをテーマに講演も多数行っている。

